

令和 8 年度 渋谷区職員（福祉・経験者）募集案内

令和 8 年 9 月 8 日
渋谷区

1 採用職種及び採用予定数・勤務場所

職種	採用区分		採用 予定数	勤務場所
福祉 （保育士）	1 級職	2 級職（主任）	若干名	区立保育園 等 ※敷地内禁煙
	係員の業務を行う職	係長級への昇任を前提とした係長職を補佐する職		

2 受験資格

次の要件をすべて満たす人が受験できます。

(1) 年齢等

国籍を問わず(※1)、昭和40年4月2日以降に生まれた人

(2) 資格

保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

(3) 業務従事歴

① 1 級職

当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定日の前日において、
直近12年中6年以上ある人

② 2 級職（主任）

当該職種に関係のある業務従事歴が、採用予定日の前日において、
直近16年中10年以上ある人

(4) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人(※2)

(5) 現在渋谷区の常勤職員（教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。）でない人

※1 受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

※3 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者（児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等）に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

3 受験資格における当該職種に関係のある業務従事歴

当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設又は事業における保育士（地域限定保育士を含む。）、幼稚園教諭又は保育教諭の業務従事歴を指します。具体的な対象業務は以下のとおりです。

- 児童福祉法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業
- 児童福祉法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業
- 児童福祉法第6条の3第11項の規定による居宅訪問型保育事業
- 児童福祉法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業
- 児童福祉法第7条第1項の規定による児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター）
- 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- 学校教育法第1条の規定による幼稚園
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の規定による認定こども園

4 受験資格における業務従事歴の期間の計算

- 満20歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間について、通算します。
- 保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、通算します。
- 1事業所に週20時間以上従事した期間を通算します。
- 1年以上1事業所に従事した期間について、複数のものを通算することができます。ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は1事業所のみ通算します。

5 採用予定年月日

令和9年4月1日

6 選考日程・内容

（1）第一次選考

実 施 日	令和8年11月7日（土）	
場 所 ・ 集 合 時 間	受験票交付時に通知します。	
選 考 方 法	作 文	課題式 800字程度 60分
合 格 発 表	令和8年11月中旬（予定） 合否にかかわらず、受験者全員に通知します。	

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

実 施 日	令和8年11月下旬（予定）
場所・集合時間	第一次選考結果と合わせて通知します。
選 考 方 法	面接

(3) 最終合格発表

令和8年12月中旬（予定）

※第一次・第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。

※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

7 勤務条件等

(1) 身 分

渋谷区職員（地方公務員）

(2) 給 与

初 任 給	① 1級職	約290,760円（地域手当含む）
	② 2級職（主任）	約330,480円（地域手当含む）
	※令和8年4月1日現在	

- ・採用前の職務経験等について、一定の基準により加算される場合があります。
- ・このほか一定の基準により、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ・給与改定があった場合は、その定めるところによります。

(3) 勤務時間等（保育園の場合）

勤務時間

午前7時15分から午後7時45分までの間で7時間45分

※令和8年4月1日現在

勤務日

原則として月曜日～土曜日（4週8休制）

年次有給休暇等

- ・原則として1年度に20日です。
- ・その他特別休暇（慶弔休暇、妊娠出産休暇、夏季休暇等）があり、それぞれについて日数が定められています。

その他

東京都職員共済組合等の制度により、健康保険をはじめ各種の福利厚生制度を利用できます。

8 申込手続

(1) 申込方法

申 込 期 間	令和8年9月8日（火）から 令和8年10月25日（日）まで ※ただし、以下③の申込方法の場合は10月23日（金）必着
申 込 方 法	以下のいずれかによりお申込みください。 ① 渋谷区ウェブサイト内の申込フォーム トップ>区政情報>採用・職員情報>募集案内 渋谷区職員採用選考 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/saiyo/boshu/annai.html  ② メール送付 渋谷区ウェブサイト内の所定の申込書を記入し、渋谷区人事課（shibuya-saiyo@shibuya.tokyo）までメール送付 ③ 持参または郵送 渋谷区ウェブサイト内の所定の申込書を記入し、下記問合せ先まで持参または簡易書留による郵送 ※持参の場合の受付時間午前9時～午後5時 （土・日曜日及び祝日を除く） ※普通郵便で郵送した場合の事故については責任を負いません
受 付 場 所 及 び 問 合 せ 先	渋谷区役所 総務部人事課人事係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1-1 9階 TEL (03) 3463-1379（直通）

(2) 受験票の交付

令和8年10月30日（金）までに、申込時に記入したメールアドレスに送信します。

※10月30日（金）までに届かない場合は、迷惑メールBOX等をご確認の上人事課人事係へ問い合わせてください。

9 その他

(1) 地方公務員法第16条により競争試験を受けることができない人

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) こども性暴力防止法に基づく対応について

令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、内定後に特定性犯罪の前科の有無を子ども家庭庁へ照会します。特定性犯罪の前科がある場合は、同法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当区の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め採用選考過程において、特定性犯罪の前科が無い旨の誓約書を提出いただきます。なお、虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下の条文をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

【1 業務従事歴の取扱いについて】

Q 1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどのようにになりますか。

A 1 満1年以上の従事歴を合算し、1月未満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

(例) 2級職(主任):【A社】6年+【B社】3年1か月+【C社】11か月
 → C社の11か月は1年に満たないため通算対象ではない
 ⇒ 9年1か月となり、受験資格なし

Q 2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A 2 就業規則等に定められた正規の勤務時間が週20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

Q 3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどのようにになりますか。

A 3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週20時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q 4 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A 4 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週 (小数点以下第一位を四捨五入)

(例) 1日あたり7時間45分(7.75時間)勤務、1か月あたり12日勤務の場合
 7時間45分×12日×12か月÷52=21.461…時間
 → 小数点以下第一位を四捨五入により、21時間
 ⇒ 1週間あたりの勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q 5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が20時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A 5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

対象期間中の1日あたりの勤務時間数 × 対象期間中に勤務した日数 ÷ 対象期間の暦日数 / 7 ← 小数点以下第一位を四捨五入
 (例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間勤務、対象期間中の勤務日数が150日の場合(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間×150日÷52=20.1923…時間 → 小数点以下第一位を四捨五入により、20時間
 ⇒ 対象期間(1年間)の週平均勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q 6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A 6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q 7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A 7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

(例)【従事】2年半+【育児休業】1年半+【復職して従事】2年間

⇒ 業務従事歴は6年間となり、1級職選考の受験資格あり

Q 8 正社員として入社後、2年目から1年間育児休業を取得し、復帰後同社で2年間、育児短時間勤務を取得し、退職しました。業務従事歴は何年と算定することができますか。

A 8 4年間として算定します。

この場合、まず入社2年目の育児休業期間については、同一企業へ復職しているため、業務従事歴として算定します（上記Q 7 参照）。

次に、3年目～4年目の育児短時間勤務期間中については、就業規則等に定められた正規の勤務時間が週 20 時間以上であれば、業務従事歴として算定することができます。

Q 9 NP0 活動や青年海外協力隊等での活動期間は業務従事歴に該当しますか。

A 9 週 20 時間以上当該活動に従事し、収入を得ていれば該当します。なお、企業に勤務し在籍したまま当該活動に従事した場合は、勤務先の従事期間とします。

Q10 申込みの際、業務従事歴を証明する会社発行の書類等が必要ですか。

A10 申込みや受験時には証明書の提出は必要ありません。最終合格後に提出していただきます。（必要な業務従事歴の確認ができない場合は、採用されないことがあります。）なお、申込時に業務従事歴を入力いただきます。

【2 契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間について】

Q 1 同一企業で6年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A 1 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か（週 20 時間以上か否か）を判断します。

（例）1年目：週 30 時間…○

2年目：週 35 時間…○

3年目：週 19 時間…×

4年目：週 29 時間…○

5年目：週 32 時間…○

6年目：週 25 時間…○

⇒ 3年目は週 20 時間以上でないため、業務従事歴に該当する期間が合計5年間となり、受験資格を満たしません。

Q 2 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A 2 週 20 時間以上の勤務形態であれば該当します。

Q 3 人材派遣会社に登録してA社に派遣され、派遣期間終了後に引き続きA社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A 3 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。

Q 4 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A 4 雇用形態を問わず週 20 時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

Q 5 1年以上の在籍期間について複数のものを通算できるとありますが、契約社員として同一企業で半年間の契約を1回更新した場合は1年の業務従事歴として算定できますか。

A 5 同一企業で1日も間をあげずに雇用関係が継続していれば、当該在籍期間を業務従事歴として算定できます。

Q 6 同一期間内に複数の業務に従事していた場合、業務従事歴はどのように算定しますか。

A 6 「週あたり 20 時間以上」の要件を満たす従事歴が同一期間内に複数ある場合は、そのうちの1つを業務従事歴として算定します。

【3 保育所等における保育士・幼稚園教諭・保育教諭の業務について】

Q 1 業務従事歴の対象となる「保育所等」とは、保育所の他にどういった施設を指しますか。

A 1 幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設等を指します。なお、一時保護所における保育業務も業務従事歴に該当します。

Q 2 児童館での児童指導の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 2 該当しません。

Q 3 保育所での保育補助や子育て支援員等の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 3 正規の勤務時間が週 20 時間以上あり、保育士資格（又は地域限定保育士資格）を取得した上で、日常的に乳幼児の保育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q 4 幼稚園やこども園での講師の業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 4 正規の勤務時間が週 20 時間以上あり、保育士資格（又は地域限定保育士資格）を取得した上で、日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。

Q 5 保育所や幼稚園の園長としての業務は、業務従事歴に該当しますか。

A 5 日常的に乳幼児の保育や教育を行っている場合には、業務従事歴に該当します。園の運営やマネジメント等の業務のみを行っている場合には、業務従事歴に該当しません。

Q 6 幼稚園教諭の免許を取得し、幼稚園で6年間幼稚園教諭として従事していました。保育士資格を取得したのは3年前ですが、業務従事歴に該当しますか。

A 6 保育士資格を取得後、幼稚園教諭として勤務した3年間のみ業務従事歴に該当します。

Q 7 地域限定保育士資格を取得（登録）し、地域限定保育士として3年間従事しました。その後、保育士資格を取得（登録）し、保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A 7 受験できます。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q 8 保育所で保育士として4年間従事した後、人事異動により保育関係課で入園事務等の業務を2年間行いました。1級職の選考を受験できますか。

A 8 受験できません。上記のケースでは、保育関係課での2年間は、日常的に乳幼児の保育を行っていないため、業務従事歴に算定できません。

Q 9 保育士資格を持たず保育所で保育補助として2年間従事しました。その後、保育士資格を取得（登録）し、同一の保育所で保育士として4年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A 9 受験できません。保育士資格又は地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間について、業務従事歴に算定することができます。

Q10 保育所で保育士として3年間従事した後、人事異動により児童館で児童指導員として2年間従事し、再び人事異動により保育所で保育士として3年間従事しました。1級職の選考を受験できますか。

A10 受験できます。同一の雇用主の元での継続した期間における業務従事歴が通算対象となります。上記のケースでは、保育所で保育士として従事した計6年間について、業務従事歴に算定できます。